

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號 六 第

卷一十三第

行發日一月二十年五和昭

論 叢

銀行秘密の維持と所得税

法學博士

神戸 正雄

本居宣長の經濟思想

經濟學博士

本庄 榮治郎

利子に於ける勢力の作用

文學博士

高田 保馬

日本の家族制度と民法

文學博士

三浦 周行

說 苑

大量に就いて

經濟學士

蜷川 虎三

工業と商業との交渉

經濟學士

磯部 喜一

雜 錄

所得分配統計の研究方方法

經濟學博士

沙見 三郎

京都市に於ける消費組合

經濟學士

谷口 吉彦

金と物價との關係に就て

經濟學士

一谷 藤一郎

Westergaard の一著

法學博士

財部 靜治

法 令

郵便貯金利子割合ノ件中改正・米穀法第二條ノ規定ヲ樺太ニ施行スルノ件・米穀法第二條ノ規定ニ依リ米及穀ノ輸入税増加ノ件・昭和三年勅令第二十二號米穀法第二條ノ規定ニ依ル米及穀ノ輸入制限ニ關スル件中改正・無盡業法ヲ樺太ニ施行スルノ件

附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

本誌第三十一卷總目錄

京都市における消費組合

谷口吉彦

一 成立の事情

節約生活を特色とする京都市民の間には、消費組合の發達すべき素地は十分にあるものと考へらるゝが、併し實際には他の地方に比し、特に著しい發達をなし、てゐることも考へられず、わが國の一般的狀態と同様に、京都市における消費組合運動も、なほ未だ發達の初期を脱しえない様である。たゞ普通の小賣商が、戦後の永續的不況と百貨店の進出とに挾撃されて、甚だしき窮況に陥つてゐる今日において、消費組合は殆んど著しい打撃をうけざるのみか、却つてますますその活動を活潑に擴張しつゝあるのは、注意すべき事實である。いま京都市に現存する消費組合に就て、その成立の時期を見るときは、左表に示すが如く、大體において最近十年來のものである。これら個々の組合の成立には、各々特殊の事情の存すること勿論であるが、こ

れらを通ずる一般的事情としては、世界戦争に伴ふ物價騰貴と、それによる市民生活の壓迫をあげねばならぬ。これは恰も、大正七年の米騒動を動機として、公設および私設の小賣市場が各都市に發達してきたのと、ほぼ同じ事情によるもの、様である

京都市に現存する消費組合(創立順による)

組合名	創立年月日	現在組合員
京都大學購買組合	大正 六、二、二二	四二六
平安購買組合	大正 七、三、二七	二六六
旭購買組合	大正 八、七、二五	六四二
鐵道購買京都支部	大正一〇、四、一一	三七七六 (三七四〇)
同志社消費組合	大正一〇、五、二八	一七五
京都購買組合	大正一〇、六、九	二三〇一
京都市醫師購買組合	大正一〇、九、二〇	二九九

京都市消費組合の最近の發展

京都家庭消費組合 昭和 四、一〇、一五 八二〇
 註 この外に西陣糸染購買組合(創立大正一一、七、一七、組合員五八)および京都麵友購買組合(創立大正一五、九、一、組合員四三)があるけれども、何れも主として原料購買組合であるから、こゝでは除外する。
 すでに消滅した組合には、京都市湯屋購買組合、京都購買組合、京都遞友購買組合、京都養鶏業購買組合、京都電燈購買組合等がある。

二 最近の發展

今これらの組合について、大正十年以來の組合員數、販賣總額、一人當り販賣額の變化を示せば、左表の如く組合によつて多少の相違はあるが、大體において顯著な發展の跡を認めることができる。

組合名	項目	大正十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和二年	同 三年	同 四年
鐵道購買組合	組合員數	二、九五六	三、〇八八	三、一〇七	三、一六〇	三、三三二	三、三九七	三、三七一	三、四六三	三、五五五
販賣總額		三六、九〇七	三九、五三三	四〇、五〇五	四八、五九二	五二、八六七	五二、〇四二	五三、三五六	五九、七七九	一七〇
一人當販賣		一二、四	一二、九	一二、二	一五、四	一六、六	一五、五	一五、四	一五、四	一七〇

1) 京都府内務部編 京都府産業組合及農業倉庫概況(昭和四年末現在)に據る。
 2) 創立年月日とは設立許可年月日 從つて實際の創業は多少これに前後する。
 3) 昭和四年十二月末日現在。
 4) 昭和五年二月末日現在、括弧内は京都市在住の組合員數。
 5) 創業年月日。
 1) 京都府内務部農林蠶絲課の原簿および各組合につき調査。

計	京都購買	大學購買	醫師購買	旭購買	平安購買	同志社購買
五、四、九、六三	三六、八八二	二六、六〇五 ²⁾	二二、〇〇〇	六二、五二九	六、七二七	一五、〇〇〇
三九、三	五、〇	一一、〇	三、五	七、四	四、五	七、三
一六、三三三	三六、二二七	九、三三七	六、八三二	二、六四四	一、〇二六	三、九四六
二、七	九、三	三、九	七、三	一六、二	六、九	一八、九
四八、七九六	二九、八九二	三、六八三	—	二、二五七	九四四	一五、六
三、四	七、六	一、五	—	二、七	六、四	〇、七
一〇四、〇九三	五四、四七七	二、二四八	四、〇三三	二、四八〇	三、九一六	九五六
七、三	三、九	八、八	四、四	二、九	二、六、五	四、六
五七、三六六	五、六七〇	一八〇、五九五 ³⁾	六九、八三五 ⁴⁾	三、一〇一	二、一五七	七、三
六、五	二、七	七、八	七、八	三、八	一四、六	三、五

註 京都家庭消費組合は創業後漸く一ケ年にして是等の計數を缺く故に本表に含まない。

即ち是に由れば米の配給額は最も多く、全體においては四割近くを占め、薪炭と併せて約五割を占める。

たゞこの割合は組合によりて甚だ相違し、旭購買の七四、四%から大學購買の一、〇%に及ぶ。右の表は各組合の特色をよく表してゐる。例へば大學購買および醫師購買では米・薪炭等の微々たるに比し、其他の雜商品は七割五分に近く、大學購買ではその大部分は呉服および雜貨である。これは後に述ぶるが如き特約店制度をとることによつて始めて可能なのである。

四 經營の方針

消費組合の經營方針として一般に認めらるゝ所は、現金主義、市價主義、および配當主義の三である。併し乍ら是等の原則が吾が國においても果して文字通りに行はれうべきや否や、また組合發達の初期においては、是等の原則は如何に制限さるべきかは、なほ研究さるべき實際問題である。いま京都市に於て實際に行はれつゝある所を見るに、

(一) 現金主義を嚴格に實行しつゝあるのは、たゞ

- 2) 麥及糠を含む。
- 3) 呉服雜貨 179.279圓を含む。
- 4) 醫藥材料品 17.120 圓洋服 6.319 圓を含む。

最近に生れた京都家庭消費組合のみであり、原則として之を標榜しつゝある組合でも、實際は掛賣主義を主とするものが多い。鐵道購買、大學購買の如きは、その特殊の性質にもとづいて、俸給差引制度をも採りつゝある。組合の經營上から見て、現金主義の有利確實なるは勿論であるが、組合員の便宜に動かされ易い組合の狀態に於ては、ことに吾國の如く、また京都市におけるが如く、俸給生活者を中心として最も發達しつゝある所では、現金主義か掛賣主義かの問題も簡單でない。この種の問題は理論によるよりは寧ろ實踐によつて解決さるべきものであるが、今日までの事實では、なほ結論に達するには尙早である。この點に於てもわが國の消費組合はなほ試練時代にある。各組合はまづその信ずる所に從つて活動を續くべきであらう。

(二)市價主義か原價主義かの問題は、組合の配給價格を市價と等しからしむるか、または原價と等しからしむるか、といふ問題よりは寧ろ、配給價格を決定する場合に、市價を標準とするか、原價を標準とする

かの方法上の問題である。實際においては兩者の何れをも参照することが多い。例へば原價にもとづいて採算したる一定の配給價格が、市價よりも高いか安いかは、常に考慮されつゝある。たゞ一般的に言ふときは、仕入價格に自信なき組合發達の初期においては、市價を顧慮すること強く、自信ある仕入をなしうるに至れば、原價より採算せる價格を標準とし、單なる參考に市價を顧みつゝあるのが事實である。何れの場合でも嚴密なる市價主義、即ち市價とほゞ等しき價格をもつて配給するが如きは、わが國では行はれ難い。これ吾が消費組合の多くは、イギリスその他におけるが如き組合意識といふ精神的要素に頼ること少く、主として日常生活費の輕減といふ經濟的要素を主眼として成立するものが多いからであらう。

(三)配當主義 即ち購買高に應じて剩餘金を配當するの主義は、吾國ではまだ重要な實際問題となるまでには至つてゐない。その理由の一は、多くの組合はなほ發達の初期にあつて、多少の剩餘金はあつても、之

を創業資本の償却にあて、積立金として運轉資金に流用せねばならぬからである。第二の理由は、すべての組合は市價と同値に配給して剰餘金を残すよりは、むしろ安價主義をとつて剰餘金を少なからしめんとするからである。たゞ京都購買組合は左表の如く昨年度において一萬二千圓餘の剰餘金をあけ、その約半額以上を配當してゐるが、この配當を更に出資金に對する配當と購買高に對する配當とにほぼ折半して出資金に對して年六%、購買高に對して〇・九%の配當をなしてゐる。この組合は持分の均一制をとらず、一口十圓の出資者から五十口五百圓の出資者までを包含しうる（實際の最高出資者は三十二口を有する）ことゝなつてゐるから、出資金に對する配當を必要とするに至つたものであらう。

京都購買組合剰餘金處分

昭和四年度剰餘金

一二、〇一九・二九

準備金（事業資金に融通す）三、一二五・八〇

配當金（出資金に對し）三、〇七九・四二

その處分 特別積立金（事業資金に融通す）一、〇〇〇・〇〇

特別配當金（購買高年額一〇〇圓に對し九〇錢の割）	三、四一四・〇七
職員退職手當積立金	五〇〇・〇〇
役員賞與金	九〇〇・〇〇

五 組合の諸典型

以上京都市における消費組合を概觀するに、それは恰もわが國の消費組合運動の縮圖の如き觀がある。その一般的特徴において、わが國の消費組合の特徴を反映するのみならず、そこに存在する種々の典型の組合は、またほゞ吾國に存在する組合の諸典型を網羅してゐるかに見える。

第一に、イギリス、ドイツ等におけるが如き消費組合、即ち勞働者または勞働組合を地盤とする組合は、京都市には一も存在せず、すべてが俸給者消費組合である。わが國では英・獨の如き勞働者消費組合は、まだ殆んど發達せず、僅かに二三のものを見るに過ぎないが、この一般的特徴はよく京都市にも現はれてゐる。勞働運動に従事するもの、注意すべき問題であらう。而してわが消費組合運動の諸特徴は、それが俸給

者組合であるといふ點に出發するものが多い。

第二に、わが國に發達せる俸給者消費組合のうち、最も發達せるものは、附屬消費組合とも言ふべきものである。これは官公私の一經營主體に附屬して、その従業員のみを包括するもの、謂ゆる社内賣店の發達せるものであつて、従業員の幸福増進施設として、經營主體の底護の下に出發する場合が多い。京都市においても亦、最大の消費組合は鐵道購買京都支部であり、京都大學購買組合もこの型に屬する。

第三に、獨立俸給者組合とも言ふべきものは、俸給者の屬する經營主體とは關係なく、一般俸給者を糾合して獨立の消費組合を組織するものである。わが國ではこの型の組合は、前の附屬組合に次いで發達してゐるが、京都市においても亦、京都購買組合、旭購買組合、平安購買組合、家庭消費組合の如きこれに屬する。この中にもまた種々の區別がある。例へば主として恩給生活者を中心として發達したもの、中小學校教員を主體とするもの、宗教的關係をたどつて發達するもの、

銀行會社員を主とするもの、知識階級を網羅せんとするもの等々これである。職業的色彩の最も鮮明なのは醫師購買組合であり、醫藥材料と日用品の購買を併行させてゐる。

最後に組合經營上の特色として注意すべきは、俸給差引制度と特約店制度である。前者は既述の附屬消費組合に伴ふ特色であり、鐵道購買では米・薪炭を強制的に、大學購買ではすべて任意に、俸給差引制度を實行しつゝある。一定の特約店(市内小賣商)をして直接組合員に配給せしむる特約店制度も、多少の程度に、大部分の組合の實行するところであり、ことに百貨店との特約はよく利用されつゝある。たゞ多くの組合では、この制度によつて組合の力の及ばざる所を補ふ程度に止めてゐるが、京都大學購買組合だけはこの制度を最も徹底せしめて、すべての取扱品を特約店により配給せしめ、自らは全く配給行爲に關係しない。これは消費組合としては最も特異な一つの型である。要するに京都市における消費組合の状態は、わが國の一般

的狀態を反映するものであり、その中に含まるゝ種々の型は同時にわが國に存在する種々の型の消費組合を代表してゐるかの觀がある。(五。一一、五)

附記 京都府内務部農林蠶絲課および各消費組合理事者の與へられたる好意に對し、深く感謝の意を表する。